

# 第24回市民との意見交換会・報告書（東山地区）

開催地区：東山地区	開催日時：令和3年11月14日（日） 18時00分 ～ 19時00分
担当班：第4班（出席議員）目黒章三郎、渡部 認、大竹俊哉、奥脇康夫、高橋義人／（班外）清川雅史	
開催場所：東公民館	
参加人数：男性 6名、女性 2名、合計 8名（うち班外議員 0名）（他自治体等傍聴者 0名）	
<p>1. 議会報告、市政全般についての総括</p> <p>①雑紙回収袋について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雑がみの定義や、雑がみ専用保管袋の必要性等について、参加者の関心が高く、複数の方から意見が出された。</li></ul> <p>②新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市において、65歳以上の方の1回～2回目ワクチン接種予約受付時に、電話のみの受付であったことにより、電話が繋がらず、予約が取りにくい状況が発生した。3回目のワクチン接種予約受付時には、前回と同じ受付方法はとらないでほしいという強い要望がなされた。</li></ul> <p>【その他の主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税</li><li>・風力発電事業</li><li>・選挙公報 など</li></ul>	

○ 議会報告(定例会、政策討論会など)、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード	
		分類	番号		
<p>雑がみ専用保管袋を使うと、袋から出して再度種類別に雑紙をまとめる手間があり、面倒である。雑がみの回収については、子ども会に協力を求めたり、スーパーに回収してもらったりといういろいろな方法があるのではないかと。何のための回収袋か理解できない。手間ばかりかかる。必要なのではないかと。どのような経緯で必要となったのか。議会は有効性をきちんと審議しているのか。</p>	<p>ゴミの減量化が一番の目的である。リサイクルできるものはリサイクルをするという考えのもと、資源回収できるものは資源として回収するものである。</p> <p>雑がみ専用保管袋の配布は、資源ごみ回収の意識啓発を図るため、まずは雑がみ専用保管袋を各家庭に配布するという事業であった。</p> <p>議会としては、本件について、資源ごみ回収の意識啓発を図るための予算として審査したところであるが、実際に事業が行われた中で、回収方法などの問題点が出てきてしまった。</p>	○	①	環境	
<p>雑がみの回収については、段ボールに資源紙を挟むだけで回収袋はいらないのではないかと。みんなそうやっている。今年4月に各家庭に配布された雑がみ専用保管袋について、なぜ床置きタイプの形状にしたのか。</p> <p>また、雑がみという物はどんなものなのか分かりづらい。雑がみの種類と定義を教えてください。説明不足である。</p> <p>市民の意見を取り入れてから事業化すべきでないのか。</p>	<p>ご意見として伺う。雑紙の定義については、後日、事後報告する。</p>	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P5に記載)	環境
<p>所有する空き家、空き地の税金について。相続した物件の固定資産税が払えず、市に相談に行ったが、民間の業者を紹介されただけだった。あまりに不親切ではないかと。税金が払えずに困っているのに、民間に行くと言われて驚いた。そうであれば、市はもっと民間と連携を図り、どのような解決方法があるのか丁寧に伝えるべきである。</p> <p>また、空き家対策について、市の方向性はどうか。</p>	<p>空き家問題は非常に大きな問題であり、地域によって事情も違うと考える。空き家対策については危機管理課が担当している。</p> <p>他市では、空き家対策課などといった、まちづくり全体として空き家対策を行っている自治体もある。</p> <p>一般質問でも空き家についての質問が出ており、議会も問題視している。</p> <p>貴重な提言、感謝する。</p>	○	②		税 防災・安全

○ 議会報告(定例会、政策討論会など)、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード	
		分類	番号		
<p>先月、東山地区の危険箇所の確認をしてきた。東山ダム(対岸)の入り口の一部分が市道(市道東3-33号線)となっているが、長いこと通行止めになっている。地すべりが通行止めの理由であろう。</p> <p>市が対応できないのであれば、市道でなく、県道として県に維持管理を委託してはどうか。</p>	一度意見をあずかり、後日、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P6に記載)	道路
<p>東山地区にとって、湊地区の風力発電の開発問題は人ごとでない。4事業者のうち、2事業者が東山地区に説明に来た。しかし、建設に当たって土砂の廃棄先がどこになるのかの説明はされていない。個別に審査していくのではなく、土砂などは総量で考えているのか。湊地区だけでなく、関わりのある全ての地区に丁寧に説明をしてほしい。</p>	一度意見をあずかり、後日、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P7に記載)	環境
<p>新型コロナウイルスワクチン接種の予約が取れず、お年寄りに代わって何度も電話を掛けるはめになり非常に大変だった。3回目の接種は前回のよう予約の仕方はやめてほしい。改善してほしい。</p>	一度意見をあずかり、後日、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P8に記載)	医療
<p>広報議会を見ると、議案等に対する反対討論は載っているが、賛成した議員の方の意見は載っていない。理由を聞きたい。</p>	<p>本会議での採決に当たり、委員会の採決結果と異なる賛否の意見がある場合に、事前の通告により討論が行われる。特に、委員会での採決結果が賛成の場合は、賛成の討論は行われないことが多い。委員長報告を読んでいただければ、それを賛成理由として受け止めてもらって良いかと思う。</p> <p>議員個人の理由や思いについては、議員個人に聞くのが一番であると考えている。</p>	●	①		議会広報

○ 議会報告(定例会、政策討論会など)、市政全般について

※分類 ●議会に関するもの ○市政に関するもの  
 ※番号 ①回答(処理)済 ②ご意見として伺った事項(含む情報提供) ③後日回答

市民の発言内容	議会(議員)の発言内容	処理状況		※項目 キーワード	
		分類	番号		
選挙公報を含む選挙についての情報は、新聞を取っていない方には届いていないのではないか。市民一人ひとりに届く方法を検討すべきではないか。	現状を担当課に確認し、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P9に記載)	選挙
市のホームページ、市からのお知らせなど、市の情報ICT化が進められているが、情報弱者の方々にどのように伝えているのか。	現状を担当課に確認し、事後報告する。	○	③	後日調査し、事後報告する。 (事後処理報告書P10に記載)	行政 まちづくり

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>1. 雑がみ専用保管袋について (P 2)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b>            ①雑がみ専用保管袋をなぜ床置きタイプの形状にしたのか。            ②雑がみの種類と定義を教えてください。雑がみという物はどんなものなのか、市民に分かりづらい。</p> <p><b>【事後処理結果】</b>            担当課である廃棄物対策課より、次の回答を得た。            ①市政だより4月1日号と同時に配布した雑がみ専用保管袋は、各家庭で雑がみの分別に取り組みやすくするため、啓発用として作成したものである。            袋の形状を床置型とすることで、新聞回収袋のように使用することができ、分別意識の向上につながるものと認識している。また、保管用として繰り返し使えるよう、袋の厚さを一般的な新聞回収袋より厚くするなどの耐久性にも工夫している。</p> <p>②雑がみの定義については、公益財団法人古紙再生促進センターが示す雑がみの分別排出基準により、次のとおり定められている。「雑がみとは、家庭より発生する紙・板及びその製品で新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものをいう。具体的には、家庭で不要となった投込みチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指す。」            具体的な種類としては、家庭で不要となった投込みチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱、はがき、ノート、カレンダー、トイレトペーパーの芯など。また、雑がみに該当しない注意が必要な紙類については、雑がみ専用保管袋と一緒に配布した啓発チラシや、市ホームページなどでお知らせするとともに、出前講座などにより周知している。</p>	

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>2. 市道東3-33号線の整備について (P 3)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b> 先月、東山地区の危険箇所の確認をしてきた。東山ダム（対岸）の入り口の一部分が市道（市道東3-33号線）となっているが、長いこと通行止めになっている。地すべりが通行止めの理由であろう。市が対応できないのであれば、市道でなく、県道として県に維持管理を委託してはいかがか。</p> <p><b>【事後処理結果】</b> 担当課である道路課より、次の回答を得た。 ・ご指摘の市道東3-33号線については、平成27年4月に実施した安全確認パトロールにより、法面の一部に崩落が確認されたことから、通行者の安全を確保できないため、同年5月22日より通行止めとしている。これまで、経過観察を続けながら補修工法の検討を進めてきたが、法面の面積が大きく、また老朽化が進んでいることから、多額の補修費用が想定される等、早期の供用再開には課題があると考え。また、県への移管については、さまざまな課題があることから困難であると考え。</p>	

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>3. 風力発電について (P 3)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b> 東山地区にとって、湊地区の風力発電の開発問題は人ごとでない。4事業者のうち、2事業者が東山地区に説明に来た。しかし、建設に当たって土砂の廃棄先がどこになるのかの説明はされていない。個別に審査していくのではなく、土砂などは総量で考えているのか。湊地区だけでなく、関わりのある全ての地区に丁寧に説明をしてほしい。</p> <p><b>【事後処理結果】</b> 担当課である環境生活課より、次の回答を得た。 ・（制度上の手続きでない）市独自の対応として、市から「要望書」によって、事業者に対して直接、誠意ある対応を求めている。今後も事業者に対して、直接、住民の懸念を伝えていく。</p>	

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>4. 新型コロナウイルスワクチン接種（3回目）の予約方法の改善について (P 3)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b>            新型コロナウイルスワクチン接種の予約が取れず、お年寄りに代わって何度も電話を掛けるはめになり非常に大変だった。3回目の接種は前回のような予約の仕方はやめてほしい。改善してほしい。</p> <p><b>【事後処理結果】</b>            11月19日に開催された文教厚生委員会協議会において、担当課である健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室より、次のことが示された。            新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向け、市は次の改善策を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインまたは予約専用ダイヤル等による予約受付。</li> <li>・予約システムの利便性向上（日付から予約可能、予約枠の増減を即時対応）</li> <li>・オンライン予約の積極的な活用及び予約サポート体制の充実</li> <li>・接種券の段階的な発送および予約受付時期の分散</li> <li>・接種体制の効率的な運用（個別接種における医療機関の集約および集団接種におけるアウトソーシングの活用）</li> </ul>	



## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>5. 選挙公報のあり方について (P 4)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b> 選挙公報を含む選挙についての情報は、新聞を取っていない方には届いていないのではないかと。市民一人ひとりに届く方法を検討すべきではないかと。</p> <p><b>【事後処理結果】</b> 担当課である選挙管理委員会より、次の回答を得た。 ・選挙公報の配布方法については、公報原稿の受領から配布完了までの期間が非常に短いことから、短期間に広く配布できる方法として、新聞折り込みによる配布を行っている。新聞を定期購読されていない方に対しては、選挙管理委員会へ連絡を頂き、直接届けている。また、その後の選挙の際には、連絡を頂かなくても郵送で送付している。 ・急ぎの場合には、市内金融機関の本店・支店、各郵便局窓口、その他、市内ヨークベニマル各店舗、リオンドール各店舗、coop各店舗、市役所各庁舎、公民館、コミュニティーセンターなど、手に取りやすい場所へ配置の依頼をしている。なお、選挙公報の配布時期はおおむね選挙期日の3日前までには届けられるよう努めていく。</p>	<p>・10月31日の衆議院議員選挙においては全戸配布を行った経緯がある。</p>

## 市民との意見交換会・事後処理報告書

## 東山地区

件名	処理（対応）内容	備考
<p>6. 市の広報の在り方について (P 4)</p>	<p><b>【市民からの要望・質問】</b> 市のホームページ、市からのお知らせなど、市の情報 I C T 化が進められているが、情報弱者の方々にどのように伝えているのか。</p> <p><b>【事後処理結果】</b> 担当課である秘書広聴課より、次の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンや P C 等の電子媒体を持っていない人向けへの情報提供については、主なものとして、毎月 1 回発行し全戸配布している「市政だより」を中心とし、平日の月曜日から金曜日までエフエムあいづにて放送している「市役所情報スタジアム」、1 年間に 8 回、民放テレビ各局で放送している「あいづわかまつ情報チャンネル」にて行っている。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する情報など、緊急的な情報発信が必要となった場合については、随時発行している新聞折込チラシやエフエムあいづによる臨時放送、高齢者世帯が多い地域を中心に広報車で巡回するなど、それぞれの媒体の特性を効果的に活用しながら、多面的かつ重層的な行政情報の提供に努めている。</li> <li>・情報提供の方法だけでなく、タイミングも重要な問題であると考えており、今後も、市民が知りたい情報や市が伝えるべき情報については、さまざまな広報媒体を活用しながら適切に届けたいと考えている。</li> </ul>	